

条項例がさらに充実！ 要望に応じた遺言書作成に役立つ

改訂

遺言条項例300 & ケース別文例集

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著

2017年1月刊 A5判 364頁 本体3,100円+税 978-4-8178-4370-8 商品番号:40456 略号:遺言条項

改訂版では…

新たに総論を収録。遺言書作成時に配慮すべきポイントが一目でわかる！

- 「多種多様な事情や要望に対応できる条項例」を網羅的に収録。
- 代表的なモデル文例も収録。関連する条項例を参照できるので、依頼者の要望に応じた遺言書にカスタマイズ可能。

条項例	モデル文例
<p>POINT! 条項例ごとに 実務に役立つ解説を 収録! ↓ 知りたいときに すぐにわかる!</p>	
<p>【遺言例2-1-49】特定の財産を換価処分し、その代金を遺贈する場合 第〇条 遺言者は、その所有する下記土地及び建物を売却処分し、その先買代金から、契約費用、登記費用その他本条項を執行するに必要な一切の費用を控除した残金を、遺言者の姪A（平成〇〇年〇月〇日生）及び遺言者の孫B（平成〇〇年〇月〇日生）の両名に、各2分の1の割合により遺贈する。</p> <p>■解説 1 特定の財産を換価処分した代金を遺贈の目的とすることも可能である。本条項例は、不動産を換価処分し、その代金から換価処分に必要な費用を控除した残金を、2人の受遺者に2分の1ずつ遺贈しようとするものである。</p> <p>遺言執行者の指定、及びその職務権限に関しては、【条項例7-1-1】～【条項例7-1-6】を参照のこと。</p> <p>3 遺言者の財産の全部又は一部を換価処分し、その代金をもって相続債務の全部又は一部を弁済して、その残余を遺贈するものを「清算型遺贈」という。</p>	<p>第1条 遺言者Aは、遺言者名義の下記預金債権をB（昭和〇〇年〇月〇日生）に遺贈する。</p> <p>記 ① B銀行C支店扱い 普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇） ② D信託銀行E支店扱い 普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）</p> <p>第2条 Bは、前条の遺贈の負担として、以下の方法による遺言者の葬儀及び〇〇家の永代供養を実施するものとする。</p> <p>① 遺言者の信仰する〇〇宗〇〇派の定める儀礼・方式によって葬儀を執り行うこと。 ② 遺言者の遺骨を〇〇家の墓のある〇〇霊園に埋葬すること。 ③ 永代供養は、〇〇宗教法人〇〇寺（主たる事務所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在）の住職にて実施してもらうこと。</p> <p>第3条 遺言者は、遺言者の飼い犬タロウ及びゆうちよ銀行に対して有する遺言者名義の下記貯金債権をBに遺贈する。</p> <p>■解説 1 自然人が死亡した場合において、後記2で説明するとおり、法律上の相続人がいないことが確定すると、相続財産は最終的には国庫に帰属してしまう（民959条）。特別縁故者に対する相続財産の分与という制度（民958条の3）もあるが、同制度は、特別縁故者の要件や相当性の判断について家庭裁判所の裁量に委ねられるという限界、特別縁故者の請求による必要があるという限界がある。</p> <p>4 本遺言例第6条は、法人に対し財産を処分した処分金を遺贈する遺言である。法人に対する遺贈の条項例は、【条項例2-1-55】～【条項例2-1-57】参照のこと。また、財産を処分した処分金の遺贈の条項例は、【条項例2-1-49】参照のこと。</p>
<p>第1 遺言執行者の指定</p> <p>【条項例7-1-1】弁護士を遺言執行者として指定する場合 第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 弁護士 A 昭和〇〇年〇月〇日生</p> <p>【条項例7-1-2】長男を遺言執行者として指定する場合 第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、長男Bを指定する。</p> <p>■解説 1 遺言執行者の指定 遺言者は、遺言で、1人又は数人の遺言執行者を指定することができる。</p>	
<p>関連する 「条項例と条項例」 と 「モデル文例と条項例」 が容易に 参照できる!</p>	

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク

27の弁護士会と協定を締結するとともに、全国で約450名の弁護士の参加・サポートを受け、市民に対して無償で弁護士を紹介するシステムを採用。遺言・相続問題、死後事務問題などの解決支援をするとともに、遺言、相続、遺言信託、福祉信託、事業承継、涉外相続といった分野に関する研究・普及活動を行うことを目的とし、活動している。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) <http://www.kajo.co.jp/>
ツイッターID: @nihonkajo